

今年の税の申告受付について

町では2月16日(火)～3月15日(月)に役場3階大会議室で令和3年度分の町県民税と令和2年分の所得税の申告受付を行います。

新型コロナウイルス感染防止の観点から以下にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

- ・マスクの着用、手の消毒にご協力ください。
- ・2日前から当日までに体調不良のある方や、PCR検査を受け結果が判明していない方などは申告会場に入場できません。
- ・収支内訳書、医療費控除の明細書は、あらかじめご自宅で作成してください。作成されていない場合は、受付できません。
- ・例年、行政区ごとに期日を指定させていただいておりましたが、更に細かく行政区ごとに午前・午後で日程をわけさせていただきますので、混雑緩和にご協力ください。
- ・混雑時、対象の行政区でない方は受付をご遠慮いただいたり、対象の行政区の方を優先的にご案内させていただく場合があります。
- ・土地建物や株式などの分離課税所得がある方、新しく住宅ローン控除を受ける方、青色申告をされる方、損失や損益通算等がある方、亡くなった方の申告（準確定申告）をされる方、および過年分（令和元年分以前）の所得税の申告をされる方は、直接税務署で申告してください。

また、町では所得税の申告書の本人控に受付印を押すことが出来ませんので、あらかじめご了承ください。詳細につきましては、広報2月号に掲載します。

問合せ 税務会計課課税（住民税）担当 ☎66・3111 内線115

社会保険料控除のご案内

国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額は、所得税や町県税の申告等で社会保険料控除の一部として使用できます。

1年間（1月1日～12月31日）の納付額が不明の場合、税務会計課窓口で納付金額確認書を交付いたします（年金から特別徴収（天引き）されている方は年金保険者から送付される源泉徴収票をご確認ください）。

申請者：原則として本人または同一世帯の方

必要なもの：運転免許証等の本人確認書類、代理人の場合は委任状

※令和2年分は2月1日から交付を予定していますが、それ以前に必要な方はご相談ください。

※納付金額について電話での回答はできませんのであらかじめご了承ください。

問合せ 税務会計課課税（住民税）担当 ☎66・3111 内線115